

令和3年度

国・県の施策及び予算に関する提案・要望

山 梨 県 町 村 会

## 令和3年度 国・県の施策及び予算に関する提案・要望

- 1 町村自治の確立について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについて・・・・・・ 2
- 3 リニア建設に起因する事業に対する新たな交付金の創設について・・・・・・・・・・ 3
- 4 町村税源の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 地方交付税制度の充実・堅持について・・・・・・・・・・ 5
- 6 地方債の充実改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 7 庁舎の建替えに伴う支援措置について・・・・・・・・・・ 7
- 8 電源立地地域対策交付金（水力交付金）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 9 過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな立法措置について・・・・・・・・・・ 9
- 10 選挙制度の改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 11 公設光ファイバーケーブル関連設備に対する支援について・・・・・・・・・・ 11
- 12 災害対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 13 医師の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 14 乳幼児医療費助成事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 15 保育士の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 16 鳥獣害対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 17 高速自動車国道の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 18 地域高規格道路等の主要道路の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 19 教員の確保について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 20 GIGAスクール構想に対する支援について・・・・・・・・・・ 22

## 1 町村自治の確立について

- (1) 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに権限移譲の推進を図るよう国に働きかけること
- (2) 義務付け・枠付けの廃止及び縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権の拡大を進めるとともに、町村が条例化に向けた検討が行えるよう適切な情報提供を講じるよう国に働きかけること
- (3) 町村へ事務及び権限を移譲する際は、財源不足が生じないよう、人件費を含めた必要となる財源を確保するとともに、必要な支援を行うよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 町村が魅力あふれる地域を創るためには、自らの判断と発想で地域の個性を生かした地域づくりができる仕組みが必要であり、地方分権改革に関する「提案募集方式」を活用するなど、権限移譲、義務付け・枠付けの廃止等について進めているが、権限を移譲する場合には、財源不足が生じないよう、人件費を含めた財源も一体的に移譲することが必要である。

## 2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取り組みについて

- (1) オリンピック・パラリンピック開催に伴い、中高生部活動大会等の日程を調整すること
- (2) オリンピック・パラリンピック開催後も継続した景観整備と自転車利用環境整備への支援をすること

### 【現状と課題】

- 東京オリンピック開催期間と中高生の部活動におけるインターハイ県予選等が同日程で行われる予定となっている。開催自治体としては、地元の中高生には積極的に地元開催に関わってほしいが、大会日程が重なってしまうと、またとない機会を逃してしまう。よって県大会等の日程をオリンピックの開催時期も考慮し、慎重に検討することを求める。
- 県では、従来から国道や県道の維持修繕の範疇として、道路敷きの草刈り、支障木の伐採、ガードレールの清掃、路面の修繕・改良などを行ってきた。東京オリンピック自転車ロードレースのコース決定を受け、コース沿道はこれまで以上に景観整備を強化的に行っている。また、県は山梨県自転車活用推進計画を策定するとともに、オリンピック開催後は、当該コースを「レガシーロード（仮称）」と称し、「サイクル王国やまなし」の実現に向けて戦略的に推進しているところである。このようなことから、レガシーロードの保全を通じて、オリンピック開催後も観光振興・地域振興等を図るため、景観整備と自転車利用環境整備など継続的に行うよう県に対して求める。

### 3 リニア建設に起因する事業に対する新たな交付金の創設について

リニア建設に起因する沿線自治体の財政負担に対する新たな交付金を創設するよう国に働きかけること

#### 【現状と課題】

- リニア中央新幹線建設における計画地域の沿線自治体は、現在、自治体を横断する対象地域及び住民への対応、通過するために新たに発生する財政負担を余儀なくされているところであり、周辺住民の福祉の向上、通過により分断されるコミュニティ再生を図ることが必要である。
- 国及び県が行う交付金及び補助金に関する事業については、財政状況の厳しい町村にとって、地域の課題解決を図るため、非常に重要なものとなっており、これらの事業は、課題が解決されるまで継続して実施することが求められる。

## 4 町村税源の充実強化について

- (1) 地方税は、国と地方の役割分担に応じ、地方が担うべき事務と責任に見合う税源配分に見直すとともに、地域偏在性の少ない税目構成とするよう国に働きかけること
- (2) 固定資産税の安定確保に配慮するよう国に働きかけること
- (3) ゴルフ場利用税はゴルフ場所在町村において環境保全などの地域振興における貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 町村は自主財源が乏しい中、自主的・主体的な地域づくりのため、各般の政策課題を着実に推進する大きな役割が求められている。自らも積極的に行財政改革に取り組んでいるが、地方創生を積極的に進めていくためには、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系を早期に構築するなどの財政基盤の強化が必要である。
- また、町村にとって固定資産税は、町村財政を支える安定した基幹税目であることから、令和3年度の評価替えに当たっても、税収が安定的に確保できるようにすることが求められる。
- ゴルフ場利用税は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源であり、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策・農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっていることから、現行制度を断固維持することが求められる。

## 5 地方交付税制度の充実・堅持について

- (1) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方共有税」への組み替えを行うよう国に働きかけること
- (2) 地方交付税の有する「財源調整機能」及び「財源保障機能」を堅持し、臨時財政対策債の撤廃や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うことにより、地方交付税総額の充実及び確保を図るよう国に働きかけること
- (3) 幼児教育・保育の無償化に係る財源については、引き続き地方負担に必要な財源を国の責任において確実に全額確保するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 町村間の税源が偏在する中、国が町村に一定の行政水準の確保を求めている以上、地方交付税制度における財源保障と財源調整の二つの機能を十分に発揮することが不可欠である。
- なお、町村の財源不足への対応は、臨時財政対策債による補てん措置の廃止及び地方交付税の法定率の引上げなどの抜本的な改革によることが必要である。
- 幼児教育・保育の無償化については、地方負担に必要な財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置することとなっているため、今後も確実に必要な財源を確保していくことが求められる。

## 6 地方債の充実改善について

- (1) 地方債資金の所要総額を確保するよう国に働きかけること
- (2) 合併推進債の適用期限を延長するよう国に働きかけること
- (3) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還金については、町村の財政運営に支障をきたすことなく必要な財源措置を講じるよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 資金調達能力が弱い町村にとっては、長期かつ低利の公的資金の安定的な確保とともに、地方債の一層の充実が望まれる。
- また、合併推進債は、合併年度及びこれに続く15か年の事業に対する事業債であり、令和6年度までの期限となっており、合併後、一体的な整備を進めてきたが、整備が行き届かない箇所も多く存在し、ひとつの自治体として、隔たりがあるところも否めない状況である。今後も更なる整備を進めていくためには、合併特例債同様に合併市町村の事業が円滑に推進できるよう、更に5年延長することが望まれる。
- 臨時財政対策債における元利償還については、その全額を地方交付税とは別に財源措置するとともに、国において後年度の財源措置を約束した地方債の元利償還に対する措置を確実に履行することが求められる。

## 7 庁舎の建替えに伴う支援措置について

市町村役場機能緊急保全事業の恒久化を図るよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

市町村が業務を行う庁舎は、災害発生時重要な拠点を担っている。そのため、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、災害発生時に業務に支障が生じるおそれがある。だが、庁舎の建替えには多額の財源を要し、財政運営に大きな影響を及ぼすものである。そのことから平成29年度に市町村役場機能緊急保全事業が創設され、これらの庁舎の建替えを緊急に行えるようになったところであるが、当事業には期限が設けられており、令和2年度までに実施設計に着手しなければならない。しかし、庁舎の建替えは中長期的な取り組みが必要である。よって、当事業の恒久化を国に働きかけることが望まれる。

## 8 電源立地地域対策交付金（水力交付金）について

電源立地地域対策交付金（水力交付金）を拡充、恒久化するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 水力交付金は、令和 2 年度末をもって、関係町村で交付期限を迎えることとなるが、水力発電所所在町村にとって住民生活を向上させるための貴重な財源の一部であることを考慮し、法律に基づいた恒久的な制度とするよう国に働きかけることが望まれる。
- 町村が水力発電に対して積極的に受け入れる体制を構築するために水力交付金の単価及び最低保証額を平成 22 年度水準以上に引き上げるよう国に働きかけることが望まれる。
- 災害時の電源確保や地域振興の観点から、地域における中小水力発電の導入促進を図るため、水力交付金の対象を、出力が 1,000kw 未満の発電施設が所在する町村にも拡充するよう国に働きかけることが望まれる。

## 9 過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな立法措置について

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな立法措置を講じるよう国に働きかけること
- (2) 新たな過疎法においても、現行過疎地域・一部過疎地域指定町村が引き続き過疎対策の指定対象となるよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 過疎地域・一部過疎地域は、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしてきた。
- しかし、急速な人口減少と少子高齢化という大きな問題に国が直面する中、過疎地域・一部過疎地域の町村を取り巻く環境は、より急速に人口減少と少子高齢化が進んでおり、多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、管理の放置による森林や農地の荒廃など、極めて深刻な状況も見受けられる。
- こうした中、過疎地域・一部過疎地域の振興に寄与してきた現行の過疎地域自立促進特別措置法の失効が令和3年3月末に迫っている。
- 今後も、引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興を図る必要があることから、過疎地域自立促進特別措置法に代わる新たな過疎対策法を制定することが求められる。
- また、過疎対策の支援対象については、現在過疎地域に指定されている町村はもちろんのこと、国による市町村合併の促進により合併し、現在一部過疎地域となっている町村についても、合併によって直ちに過疎地域の課題が解消されるわけではないため、引き続き、過疎対策の支援が必要である。

## 10 選挙制度の改善について

期日前投票所において、繰り上げて閉じることを市町村選挙管理委員会の判断で可能とするよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

期日前投票所の開閉時間は、公職選挙法により午前8時30分から午後8時までとされている。同法により開始時間の繰り下げ及び終了時間の繰り上げを可能としているが、これは本来の時間に開所している投票所が最低でも1か所あることを前提としている。しかし、期日前投票所が1か所だけしかない町村では開閉時間を変更できない状況にあるため、実際に投票者がいないにも関わらず投票所を開所しておく必要があり、選挙事務が過重な負担となっている。また、このような小規模町村では人口減少や高齢化に伴い投票立会人のなり手不足も深刻化しており、交代制にして負担軽減に努めようにも投票立会人の選任が容易でないために約12時間の拘束を余儀なくされていることや、選挙の都度、繰り返し同一の住民に依頼をせざるを得ないような現状である。これらの理由により、投票所が1か所だけでも、地域の実情に応じて開閉時間を弾力的に運用できるよう国への働きかけをすることが望まれる。

## 1 1 公設光ファイバーケーブル関連設備に対する支援 について

公設光ファイバーケーブル関連設備の民間移行を促進するとともに維持管理等に対して財政支援するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

すべての国民がインターネット等ネットワークを平等に利用している現在において、過疎地域等を始めとする条件不利地は地方公共団体が設備を保有し、民間の電気通信事業者へ貸与する、いわゆる公設民営方式により地域住民へ安定的な通信手段の提供をしてきた。しかし、これらの自治体では、設備を保有していることから、老朽化による修繕や更新、移設などの維持管理費を負担しており、それによる各種申請等手続きも多岐にわたることから、人的負担及び財政的負担が非常に大きい現状である。これら負担の解消のための具体的方法として公設設備の民間移行が挙げられ、総務省でも「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン」を策定し、実現が期待されているが、不採算地域での民間移行協議は困難を極めている。今後これらの理由によりサービスの維持が困難となり、地域住民の通信手段が失われかねないため、電気通信事業者へ設備の移行を促進するとともに、民間移行が実現するまでの期間、維持管理に対する積極的な財政支援をするよう国への働きかけをすることが望まれる。

## 1 2 災害対策の強化について

地域防災対策に係る費用を対象とする財政支援を強化及び既存の地方債の対象事業を拡充するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

町村においては、大規模災害に備え地域防災対策の強化に取り組んでいるところである。災害は予測不能であるが故、常に対策を充分にしておくことが重要であるが、財源確保が依然として厳しい中で、防災資機材や備蓄食料及び消防車両の整備等、防災・減災対策を行っていくことに苦慮している。そのため、「緊急防災・減災事業債」等防災対策に係る費用を対象とする地方債を恒久化するとともに、用途を限定しない財政支援等の強化・拡充するよう国への働きかけをすることが望まれる。

## 1 3 医師の確保について

- (1) 医師確保計画に基づく自治医科大学出身医師の派遣等施策をさらに強化し、促進すること
- (2) 県と同様な医師派遣制度を創設するよう国に働きかけること
- (3) へき地医療拠点病院運営費補助金及び特別調整交付金の交付限度額を拡大すること

### 【現状と課題】

県が令和2年3月に作成した第7次山梨県地域保健医療計画一部改訂版（以下「医師確保計画」という。）によると、県の医師偏在指数は中間県であり、二次医療圏においても中間域又は医師多数地域となっている。だが、当該計画にもあるとおり、指標において医師多数とされている地域においても医師は不足しており、中間域であっても診療科によっては医療機関・医師が不足しているのが現状である。

このことから、現在医師確保計画により実施されている施策の更なる強化・促進が望まれるとともに、国に県の実状を知ってもらい、国県が一体となって医師を確保していけるような制度創設に向けた働きかけが求められる。

また、過疎地域のような条件不利地域では、医師を確保するため報酬の増大など、多額の費用を要し、財政を圧迫しているのが現状であるため、町村の負担を軽減すべく、補助金及び交付金の交付限度額の拡大が望まれる。

## 1 4 乳幼児医療費助成事業について

山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金の補助対象年齢を引き上げること

### 【現状と課題】

県内全町村において、県の補助対象年齢に上乘せをした 15 歳又は 18 歳までを助成対象として事業を行っており、県内のどこに在住していようと、最低でも中学校卒業の 15 歳までは助成されて当然であるという住民認識がある状況の中、県の補助対象年齢は、通院は 5 歳未満、入院は未就学児となっており、県と町村において助成対象に差が出ている。

県と町村が一体となって子育て支援を行っていくため、補助対象年齢の引き上げが望まれる。

## 1 5 保育士の確保について

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴う町村負担が増大しないよう必要財源を確実に確保すること
- (2) 良質な保育提供のための人材確保を推進するよう国に働きかけること
- (3) 保育士確保のため個別アプローチをすることなく過疎地域にも保育士が派遣される制度を創設すること

### 【現状と課題】

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の需要は高まっている。今後も町村負担が増大しないよう、必要財源の確実な確保が望まれる。

また、質の高い保育を求める保護者や入所児童が増加傾向となっている中、保育士として働くことを希望する人は減少傾向となっている。町村においても保育士を確保することに苦慮しており、結果、現在働いている保育士の休暇取得や復職などに影響を及ぼしている。国による保育士の確保推進により保育士として働くことを希望する人を増やすこと、県による保育士派遣制度を創設することが、町村の保育士確保のための負担を軽減し、ひいては良質な保育提供にも繋がると考えるため、国への働きかけが求められるとともに県による保育士派遣制度の創設が望まれる。

## 1 6 鳥獣害対策について

- (1) 鳥獣被害対策実施隊の入隊希望者を増やす取り組みを行うこと
- (2) 県の鳥獣防除事業の採択基準緩和を行うこと
- (3) 町村のイノシシの管理捕獲頭数枠を増やすこと
- (4) 自治体の枠を超えた捕獲困難地における捕獲体制の構築を行うよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- 鳥獣被害対策実施隊の運営について、県内の町村では、本業の傍ら実施隊の活動をしているため、平日に動ける人員が少なく、活動に支障をきたす場合がある。また、新規入隊数の減少、隊員の高齢化が進行していることから、将来的に人手不足となり、安定した運営を実施するのが難しい状況が危惧されている。そのため、鳥獣被害対策実施隊の活動について、情報誌や広報誌で情報発信することで知名度を向上させ、入隊希望者の増加を目指す取り組みを県が主導して行うことが望まれる。
- 現在、山梨県が実施している鳥獣防除事業について、受益面積が最大1ha以上となっていることから、受益ほ場と住宅山林地域が混在し、面積要件を満たせないため、防除事業の対象とならない場合がある。こうした、防除事業未実施の地域を通り抜けてシカやイノシシが侵入する事例も報告されているため、受益面積の要件を0.5ha以上とし、より強固な鳥獣の防除を実施することが望まれる。
- 令和2年の県全体のイノシシの年間捕獲目標数3000頭のうち個体数調整のための管理捕獲頭数は1200頭とされている。しかし、イノシシの捕獲頭数は近年増加傾向にあり、住民から捕獲の依頼も増加してい

る。よって、個体数の過度な増加を抑止する必要がある。そのため、町村のイノシシの管理捕獲頭数枠を増やすことが望まれる。

- 鳥獣の捕獲を行うにあたって、捕獲を行うことが様々な理由から難しい地域は捕獲困難地といわれている。捕獲困難地の中でも県境や県有林、東京都の水源林等、土地利用に関して異なる自治体の許可を要する地域の捕獲事業の実施は容易ではない。
- そのため、捕獲困難地での鳥獣捕獲について自治体の枠を超えた捕獲体制の構築を行うよう国に働きかけることが望まれる。

## 1 7 高速自動車国道の整備について

- 1 中部横断自動車道の早期実現に向け、次の事項について国に働きかけること
  - (1) 事業中区間（下部温泉早川 I C～南部 I C）の早期全線完成
  - (2) 基本計画区間（北杜市～佐久穂町）の整備計画区間への早期格上げ
- 2 中央自動車道の整備及び利用の促進に向け、次の事項について国に働きかけること
  - (1) 上野原 I C 以東の「上り線」及び「下り線」の渋滞対策事業の早期完成
  - (2) （仮称）富士吉田南スマート I C の早期完成

### 【現状と課題】

- 中部横断自動車道の下部温泉早川 I C から南部 I C 間の一日も早い全線開通が望まれるとともに、北杜市から長野県佐久穂町までの区間は、未だに基本計画区間となっており、整備計画区間への早期の格上げが求められる。
- 中央自動車道上野原 I C 以東では、慢性的な渋滞が発生し、特に上り線の小仏トンネル付近、下り線の相模湖付近の渋滞により、経済的・時間的損失が発生していることから、渋滞対策事業の早期完成が求められる。
- （仮称）富士吉田南スマート I C は、富士北麓地域における渋滞区間の交通分散や大規模災害時の迅速な広域避難対策や物資輸送活動の確保に大きく寄与するとともに、須走道路・御殿場バイパスが新東名高速道路との接続が図られることにより、東海・関西エリアまでの利用圏域の拡大が見込まれ、企業活動の活性化や観光振興の促進にも大きな効果が期待されることから、早期の完成が求められる。

## 1 8 地域高規格道路等の主要道路の整備促進について

- 1 地域高規格道路等の整備促進について、次のとおり要望する。
  - (1) 甲府富士北麓連絡道路の整備促進
  - (2) 国道139号の整備促進及び中央道河口湖ICと西富士道路間の高速自動車道の整備
  - (3) 国道138号の須走道路及び御殿場バイパス(西区間)の整備促進
- 2 国道・県道の整備促進及び町村道の均衡ある道路網の整備推進に関し、次のとおり要望する。
  - (1) 地域の実情を反映した国道・県道の計画的な整備促進
  - (2) 国道・県道の狭小区間の解消及び歩道の設置
  - (3) 町村道整備に向けた地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保

### 【現状と課題】

- リニアを活用した地域振興と富士山噴火等大規模災害に備えるため、甲府富士北麓連絡道の計画路線への早期格上げと若彦路広域道路網の耐震強化・拡幅整備の推進による甲府圏域と富士北麓圏域を結ぶ幹線道路ダブルネットワークの整備が必要となる。
- 特に富士北麓西部地域においては主要道路が国道139号しかなく、観光シーズンには富士北麓地域に多くの観光客や別荘利用者が訪れ、渋滞が発生している。

渋滞対策並びに富士山噴火等大規模災害の避難路や重要物流道路として国道139号の整備促進、並びに中央道河口湖ICと西富士道路間の高速自動車道の整備が必要となる。

- 南関東地方との連携・交流を促進するため、現在、整備中である新東名高速道路への連結強化が必要であり、新東名高速道路・新御殿場ICの供用に併せた、国道138号(須走道路及び御殿場バイパス(西区間))の整備促進が求められる。
- 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、住民が安心して使用できる、救急医療アクセスや災害時の代替ルートになる等、地域の実情も反映されることが望まれ、町村では、県道の一部において、歩道が未設置、車両すれ違いが困難な狭小な道路が存在している。これらの道路は町村住民が安心して使用できず、非常時においても支障が生じることから、町村や地域住民の声が反映された道路整備が必要となる。
- また、町村道及び広域農道においては、整備が行き届いていないのが現状であり、日常生活、緊急時の安全な使用のため計画的な整備が必要となっている。このことから、町村道の整備のため地方創生道整備推進交付金の十分な予算枠の確保と配分が求められる。

## 1 9 教員の確保について

- (1) 英語教育及びプログラミング教育の導入に伴う専科教員を確保・配置すること
- (2) 複式学級の解消又は基準を緩和すること
- (3) 県と町村が一体となった教員採用への取り組みを行うこと

### 【現状と課題】

- 英語教育について、現在専科教員が3校に1名の割合で配置されているが、全校配置が必要と考える。また、プログラミング教育においても専門の知識を有する教員が必要となるが、町村において当該教員を確保することは極めて困難であるため、英語教育及びプログラミング教育に対する、県による専科教員の確保・配置が望まれる。
- 小規模学校においては、複式学級の解消が重要であると考え、複式学級の解消又は基準の緩和が望まれる。
- 特別な支援を要する児童・生徒は増加傾向にあり、支援学級だけでなく普通学級においても担任1名では対応しきれず、町村単費教員を導入しているのが現状である。しかし、町村単費教員を採用するにあたり、県採用試験の期間においては、教員募集を行っても募集人数に満たないあるいは、町村での採用が決まっていたとしても、県教員として採用されたことを理由として辞退するということが起きている。教員確保のための町村負担を軽減すべく、県採用試験の補欠合格者を町村単費教員を必要とする町村に派遣する（給与等は町村負担）ことや、県期間採用試験の合否発表時期を1月下旬とすること、県採用試験で不採用となった者に町村の募集状況を提供することといった、県と町村が一体となった教員採用のための取り組みが求められる。

## 20 GIGAスクール構想に対する支援について

- (1) GIGAスクール構想により整備する環境を維持していくための永続的な補助制度を創設及び普通交付税を拡充するよう国に働きかけること
- (2) デジタル教科書や教材を無償給与すること
- (3) ICT支援員を配置・活用するため、ICT支援員の育成のための全県一体となった取り組みを図ること及びICT支援員に関する財政措置を拡充するよう国に働きかけること

### 【現状と課題】

- GIGAスクール構想で実現する環境を維持していくためには、国の補助対象外である端末関連の保守・更新・通信料等に多額の費用を要する。今年度以降も、一人一台端末が必須となると認識しており、町村の負担を軽減し、整備した環境を維持していくためにも永続的な補助制度の創設及び普通交付税の更なる拡充について国への働きかけが求められる。
- 今後、活用が進められていくデジタル教科書や教材について、端末をさらに活かしていくためにも、無償給与が望まれる。
- GIGAスクール構想において整備した環境を活用していくためには、ICT支援員が必要となるが、その人材確保に苦慮しているところである。ICT支援員に関する制度は、周知されているとは言い難い状況であり、対応できる人材や事業者も数少ない。ICT支援員に関する制度を周知するとともに、県内の自治体や事業者が一体となってICT支援員となる人材の確保や育成に関して取り組んでいくことが望まれる。また、国においては、2022年度までの間、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画」として、ICT支援員の配置・活用について地方交付税措置が図られている。しかし、今後ICT支援

員は必要不可欠な存在となることが予測でき、町村財政を圧迫することとなる。財源を確実に確保するため、地方交付税措置ではなく補助金による措置とすることを国に働きかけることが求められる。